

議案第76号

大阪市立児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

大阪市立児童福祉施設条例（昭和39年大阪市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 保育所の項中大阪市立西保育所の項を削り、同表保育所の項大阪市立佃保育所の項中「佃4丁目」を「佃2丁目」に改め、同表保育所の項中大阪市立松通保育所の項を削り、同表保育所の項大阪市立松通東保育所の項中「松1丁目」を「松3丁目」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、別表第1 保育所の項中大阪市立佃保育所の項の改正規定の施行期日は、市長が定める。

令和2年2月21日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

西保育所及び松通保育所を廃止するとともに、佃保育所及び松通東保育所を移転するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市立児童福祉施設条例（抄）

別表第 1 （第 1 条関係）

種類	名称	位置
保育所	省	略
	<u>大阪市立西保育所</u>	<u>大阪市西区千代崎 2 丁目</u>
	省	略
	大阪市立佃保育所	大阪市西淀川区佃 <u>4 丁目</u> 2 丁目
	省	略
	<u>大阪市立松通保育所</u>	<u>大阪市西成区松 3 丁目</u>
省	大阪市立松通東保育所	大阪市西成区松 <u>1 丁目</u> 3 丁目
	省	略
	略	略